平成２９年（フ）第３６２５号
大阪府枚方市津田元町４丁目34番10―204号、開始決定時大阪府枚方市津田北町２丁目30番７号
破産者　辻　　猛男
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１８２号
大阪府守口市大久保町３丁目27番４号
破産者　昌栄紙工所こと　豊島　輝久
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２２４号
大阪府枚方市上野２丁目９番44―204号
破産者　太田　　州
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２５７号
大阪市旭区清水５丁目12番１―405号、前住所大阪市港区弁天５丁目14番３号シーサイドヴィラ５番館305号　（前々住所）大阪府高槻市寿町１丁目13番17号イスト寿202号
破産者　中瀬　明弘
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７０４号
大阪府交野市幾野３丁目２番10号
破産者　川中　　寛
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８６４号
大阪府東大阪市友井５丁目２番40号　マンション静　206号
破産者　Ｂａｒ　ＧＬＡＤこと　中村　恭兵
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９６８号
大阪市浪速区桜川２丁目４番33―1003号
破産者　金田　秀吉
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１９３号
大阪市東淀川区小松４丁目13番３―106号
破産者　寅政寿司こと　西村　政和
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２６２号
大阪市生野区鶴橋４丁目６番14号　玉村嘉三方
破産者　軸屋　貞美
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８１号
堺市中区深井清水町3594番地　泉北リサイクル内
破産者　Ｆサービスこと　藤井　藤夫
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０１１号
堺市中区小阪359番地９　３棟802号
破産者　川崎　正弘
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３８４号
神戸市兵庫区羽坂通４丁目１番１―603号、開始決定時の住所神戸市兵庫区七宮町１丁目６番２号
破産者　吹田弥守彦
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３０３号
兵庫県尼崎市食満６丁目４番６号
破産者　山田　能之
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第３５３号
東京都品川区東品川３丁目14番34―216号
破産者　小林　慶太
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６５３号
兵庫県西宮市名塩山荘22番12号
破産者　置田　早苗
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４６９号
熊本市東区小山２丁目19番52号　託麻ハイツＢ203、前住所熊本市東区下南部３丁目６番26号　クロノス23　下南部303
破産者　山下　昭子
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１９号
熊本県阿蘇市一の宮町坂梨2139番地
破産者　髙宮　千鶴
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２９年（フ）第６５号
青森県八戸市諏訪３丁目18番18号　カーサ・デ・ミレニウム202、前住所青森県八戸市下長２丁目３番８号
破産者　山崎　雅志
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係